

令和5年度
久米島ウミガメ館窓口等業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 実施目的

本プロポーザルは久米島町（以下「町」という。）が受注者に委託する「久米島ウミガメ館窓口等業務委託」について町と契約する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も業務の遂行に的確と判断される事業者を選定するために行う。

2 業務概要

(1) 業務名

久米島ウミガメ館窓口等業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

久米島ウミガメ館窓口等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

令和5年10月11日から令和6年3月31日まで

3 業務に要する費用（提案上限額）

金1,468,060円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

この金額は業務内容の規模を示すためのものであり、見積書を提出する際は、見積書に記載する価格総額が提案上限額を超えてはならない。

4 参加資格要件

本件、公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団員の構成員等の統制の元でない団体。
- (4) 令和5年4月までに久米島町内に本社、支社、営業所等を有していること。
- (5) 本業務を実施するには、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

5 契約締結までの流れ

- ① 企画提案書(任意様式)の提出を受け、書類審査又はプレゼンテーションを実施し、最も評価の高いものを優先交渉権者に選定します。
- ② 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとします。

(6) スケジュール

公 募 開 始	令和5年10月2日(月)
質 問 受 付 期 間	令和5年10月2日(月)～令和5年10月4日(水)
質 問 回 答	令和5年10月5日(水)
企画提案書提出期限	令和5年10月5日(木)午後5時
プレゼンテーション	令和5年10月6日(金)午前11時～
選 定 結 果 通 知	令和5年10月10日(火)
契 約 予 定 日	令和5年10月11日(水) 予定

6 質問及び回答

応募方法及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次の通り質問書により提出して下さい。

- (1) 質問受付期間 令和5年10月2日(月)～令和5年10月3日(火)午後5時
- (2) 質問方法 (1)の期間内に質問書(様式第1号)を電子メールで提出して下さい。
提出先Eメール syokokanko@town.kumejima.lg.jp
※メール送信後、商工観光課へメールの到着確認をすること。
※メール件名は「ウミガメ館窓口等業務委託に係る質問」とすること。
- (3) 回答 回答は令和5年10月5日(水)までに質問者へ回答します。

7 企画提案書等の提出について

企画提案書を提出する場合は次の通り提出してください。

- (1) 提出期限等
 - ① 提出期限 令和5年10月5日(木)午後5時まで(必着)
 - ② 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出
 - ③ 提出先(宛先) 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町商工観光課
 - ④ 企画提案書の作成方法
【別紙1】 企画提案書作成要領をご参照下さい。
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案書(任意様式)、② 見積書(任意様式)をそれぞれ2部提出して下さい。

8 企画提案の審査方法及び評価基準等

- (1) 審査期間
審査は、町商工観光課、ウミガメ館職員にて企画提案の審査及び評価を行います。
- (2) 評価項目

【別紙 2】 企画提案審査評価基準の評価基準をご参照下さい。

(3) 選定方法

企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、選定します。

※事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関しては公表いたしません。

(4) プレゼンテーション審査について

① 日 時：令和令和 5 年 10 月 6 日（金）午前 11 時～

② 場 所：久米島町役場 2 階会議室

③ 留意点

ア) プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とします。

イ) 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とします。当日の内容変更認められません。

ウ) 時間は 1 事業者につき、プレゼンテーション 15 分以内とします。

エ) 入室者は 2 名までとします。

オ) プロジェクター、スクリーンのみ事務局にて準備します。その他プレゼンテーションに必要な物をご持参ください。（プロジェクター接続は HDMI 端子のみ）

9 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合
- (2) 募集要項、企画提案書作成要領に定める事項に故意に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要項に定める方法以外で町職員、審査委員等に対して本案件について接触をほかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

10 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者全員に通知します。
- (2) 優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者及び次点者名を本町ホームページで公表するものとします。
- (3) 審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとします。

11 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

① 契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行いますが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。

② 本町との協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができ

ます。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとします。

(2) 協議の成立

① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進めるものとします。

② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始するものとします。

③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」といいます。

(3) 見積書の徴取について

① 協議後、受託候補者から契約締結に伴う見積書を改めて徴取します。

② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととします。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではありません。

11 契約に関する基本事項

契約保証金は久米島町契約規則第7条第1項第10号の規定により免除。

12 担当部署

久米島町役場 商工観光課 担当者 宮里

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

電話：098-985-7131 FAX：098-985-7080

E-mail：syokokanko@town.kumejima.lg.jp